

すべてのプログラムは、著作権法及び国際条約によって保護されています。許可無くプログラムを複製したり、頒布することは民法上の侵害行為、並びに刑法上の違反行為となり、損害賠償の請求を受けることになります。

使用は、以下の使用許諾契約書の条件においてのみ許諾されます。

使用許諾契約書

この使用許諾契約書は、お客様とティアック株式会社（以下、弊社といいます）との間のソフトウェア（コンピュータプログラム、オンライン文書もしくは電子文書を含みます、また、提供された場合には、関連する記録媒体及び印刷物も含みます、以下総称して、本ソフトウェアといいます）に関する契約となります。本ソフトウェアのインストール、複製物の作成、その他の本ソフトウェアを使用することにより、お客様は、本契約の条件に従うことに合意したものとみなされます。本契約の条件に同意されない場合は、本ソフトウェアをご使用頂くことはできません。

1、 使用許諾

弊社は、本ソフトウェアをお客様が保有されている対象製品（以下、対象製品といいます）のために使用する権利を許諾します。また、バックアップ用として複製を1部作成することができます。

2、 制限事項

本ソフトウェアの複製物の作成の際に、弊社の著作権表示を削除することはできません。

本ソフトウェアの複製物を第三者に頒布することはできません。

本ソフトウェアの改変、解析、逆コンパイルまたは逆アセンブルはできません。

本ソフトウェアを第三者に貸与することはできません。

お客様の対象製品および本ソフトウェアを組み合わせて永久に譲渡する場合で、当該譲受人が本契約に同意する場合に限り、本契約に基づくお客様の権利を譲受人に譲渡することができます。

3、 解約

本契約に基づくお客様の権利は、お客様の対象製品の処分と同時に失効します。また、お客様が本契約に違反した場合、弊社は、お客様に対するその他の一切の請求権を留保したまま、お客様の権利を失効させることができます。その場合、お客様は本ソフトウェアの複製物を廃棄しなければなりません。

4、 著作権

本ソフトウェア及びその複製物に関する全ての権原及び著作権は、弊社若しくは弊社に使用を許諾した第三者（以下、供給者といいます）に留保されます。本ソフトウェアに関する全ての権原及び著作権は、適用される著作権及び知的財産権に関する法令及び国際条約により保護されています。

5、 保証の制限

適用される法規により許される限りにおいて、弊社及びその供給者は本ソフトウェアを無保証にて提供致します。商品性に関する黙示の担保責任、特定目的への適合性、明示、黙示を問わず、適用されません。

6、 派生的損害についての免責

弊社及びその供給者は、本ソフトウェアの使用、若しくは使用不能に起因して生じた、事業上の利益の損失、事業上の障害、事業上の情報・データの消失または取得不能となったことによる損害、その他の金銭的な損害を含め、いかなる特定の偶発的、間接的若しくは派生的損害についても、責任を負いません。例えば、弊社がそれらの損害発生の可能性について知らされていた場合も同様です。法令若しくは裁判所の判断により、上記の派生的、偶発的損害についての責任の除外若しくは制限が許されない場合、上記制限はお客様に適用されません。

7、 責任の上限

本契約に基づく弊社の賠償責任額およびお客様の求償額は、いかなる場合も本ソフトウェアをお客様が購入した価額を超えないものとします。

8、その他

本契約は、日本国の法令により解釈されます。本契約に係る紛争の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

上記契約に関し、ご不明な点等ございましたら、下記宛にご連絡下さい。

連絡先	
ティアック株式会社	情報機器事業部 メジヤメントプロダクト部 営業課
	〒206-8530 東京都多摩市落合 1-47
電話:	042-356-9161
FAX:	042-356-9185